

東京都北区個店連携支援事業補助金交付要綱

30北地産第2056号
平成30年8月29日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、先進的な取組みを積極的に実施する意欲ある北区内の個店グループに対し、予算の範囲内で補助することにより、多様で活力ある個店を含めた商店街等中小企業の育成及び発展を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「個店グループ」とは、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 5以上の中小小売商業者及び中小サービス業者（以下「事業者」という。）で構成され、地域商業発展の目的の下に活動している団体であること。
- (2) 設立してから3月以上経過している団体であること。
- (3) 団体としての組織運営等を定めた規則を有すること。
- (4) 全ての事業者及び当該事業者で構成する団体の企画運営に参加する個人（以下「構成員」という。）について記載した名簿を有すること。

2 この要綱において、「若手個店グループ」とは、前項の個店グループのうち、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 構成員の8割以上が補助事業開始時において満50歳未満であること。この場合において、一の事業者から2名以上の構成員の参加があるときは、その事業者のうち最も年齢の高い構成員の年齢で判定するものとする。
- (2) 事業者の5割以上が補助事業開始時において区内商店街の会員又は北区商店街連合会の商品券取扱店であること。

3 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 区内の一定区域（以下「当該区域」という）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

4 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合

5 この要綱において、「補助事業」とは、補助対象事業となる支援事業をいう。

(商店街等に対する補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、個店グループが行う先進的かつ意欲ある

取組事業であって、別表に定める補助対象事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という）とする。

- 2 前項に規定する個店グループが行う補助事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

（補助率及び補助限度額）

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- （1）若手個店グループが行う補助事業に係る補助金
補助対象経費の5分の4以内とし、補助限度額を50万円とする。
- （2）その他の個店グループが行う補助事業に係る補助金
補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額を50万円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする個店グループは、東京都北区個店連携支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、東京都北区個店連携支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助の目的に適合しないと認めるときは、速やかに補助金の不交付を決定するとともに、東京都北区個店連携支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、個店グループに対し、その結果を通知するものとする。

- 2 区長は、前項の交付の決定に際して、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）個店グループは、補助金を補助事業以外の事業に使用してはならない。
- （2）個店グループは、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。
- （3）区長は、次に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 区長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 補助事業が実施できないと認められるとき。
 - ウ その他、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- （4）個店グループは、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （5）個店グループは、補助事業の内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- （6）個店グループは、補助事業が完了したときは、速やかに東京都北区個店連携支

援事業補助金実績報告書を区長に提出しなければならない。

- (7) 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、個店グループに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (8) 区長は、個店グループに交付すべき補助金の額が確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (9) 個店グループは、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
 - (10) 個店グループは、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合はこれに応じなければならない。
 - (11) 個店グループは、同事業により取得した資産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業の完了後においても、十分な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 3 補助金の交付決定の額は、個店グループが行う事業ごとに第4条の規定により算出する額又は補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の取消し)

- 第7条 個店グループは、前条第1項に規定する交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。
- 2 個店グループは、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第8条 区長は、補助金の交付決定を受けた個店グループが、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、前条の規定により、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事故報告)

- 第9条 個店グループは、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助事業の内容変更等)

第10条 個店グループは、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合、又は中止をしようとする場合には、あらかじめ東京都北区個店連携支援事業補助金事業変更等承認申請書(別記第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項なものについては、この限りでない。

2 区長は、前項の承認をしたときは、東京都北区個店連携支援事業補助金変更等承認書(別記第5号様式)を、同項の規定による申請者に交付するものとする。

(実績報告)

第11条 個店グループは、補助事業が完了したときは速やかに、東京都北区個店連携支援事業補助金実績報告書(別記第6号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区個店連携支援事業補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により個店グループに通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 個店グループは、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、速やかに東京都北区個店連携支援事業補助金請求書(別記第8号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第14条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を個店グループに支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 個店グループは、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区個店連携支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記第9号様式)により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、個店グループに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 個店グループは補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査等)

第18条 個店グループは、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第19条 第8条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、個店グループが補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を個店グループに納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、個店グループが定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第20条 第19条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、平成30年8月29日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 東京都北区商店街等販売促進事業補助要綱（平成26年3月19日25北地産第2938号区長決裁）は、廃止する。

付 則（令和3年9月1日区長決裁3北地産第1752号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

付 則（令和4年1月13日3北地産第2694号副区長専決）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年2月8日副区長専決5北地産第2927号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業

| |
|------------------------------------|
| (1) スタンプラリーその他回遊性が認められるイベント事業 |
| (2) 情報発信事業（チラシ、リーフレット、マップ等の作成） |
| (3) 共同ブランド開発事業 |
| (4) その他補助対象事業の目的に適合すると認められる事業 |
| (5) (2) から (4) までの事業の実施に伴い行うイベント事業 |

2 補助対象経費

| | |
|-----------------------------|-------------------|
| 経費区分 | 例示 |
| 需用費 | 広告宣伝費、印刷製本費及び消耗品費 |
| 報償費 | 専門家謝金 |
| 委託費 | イベント企画委託及び会場設営費 |
| その他補助対象事業を実施するために必要と認められる経費 | |

3 補助対象外経費

| 区分 | 摘要 |
|----------------------|----|
| 土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費 | |
| 使用実績がないもの | |
| 補助事業に直接必要がない経費 | |